

学校法人中越学園役員の報酬及び退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人中越学園（以下「本学園」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び退職金に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 本学園の理事長の報酬は、月額30万円及び期末手当、その他手当とする。但し、本学園の専任教職員が兼務する場合は、月額10万円及び期末手当とする。

- 2 本学園の理事の報酬は、支給しない。
- 3 本学園の監事の報酬は、年額10万円とする。
- 4 前1項のその他手当は、長岡大学職員の諸手当支給基準に準じる。

(支給の時期)

第3条 前条第1項の報酬支給時期は、本学園に勤務する教職員の給与支給日とする。

- 2 前条第3項の報酬支給時期は、本学園会計年度末とする。

(役員退職金)

第4条 役員退職金については、支給しない。

(役員費用)

第5条 役員が職務のため出張した場合は、長岡大学旅費規程に基づき、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たり旅費以外の費用を要する場合は、長岡大学の関係諸規程に基づき、当該費用を支給する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

なお、この規程の施行に伴い、「学校法人中越学園役員報酬規程」は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年5月28日から施行し、改正後の第2条の規定は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。